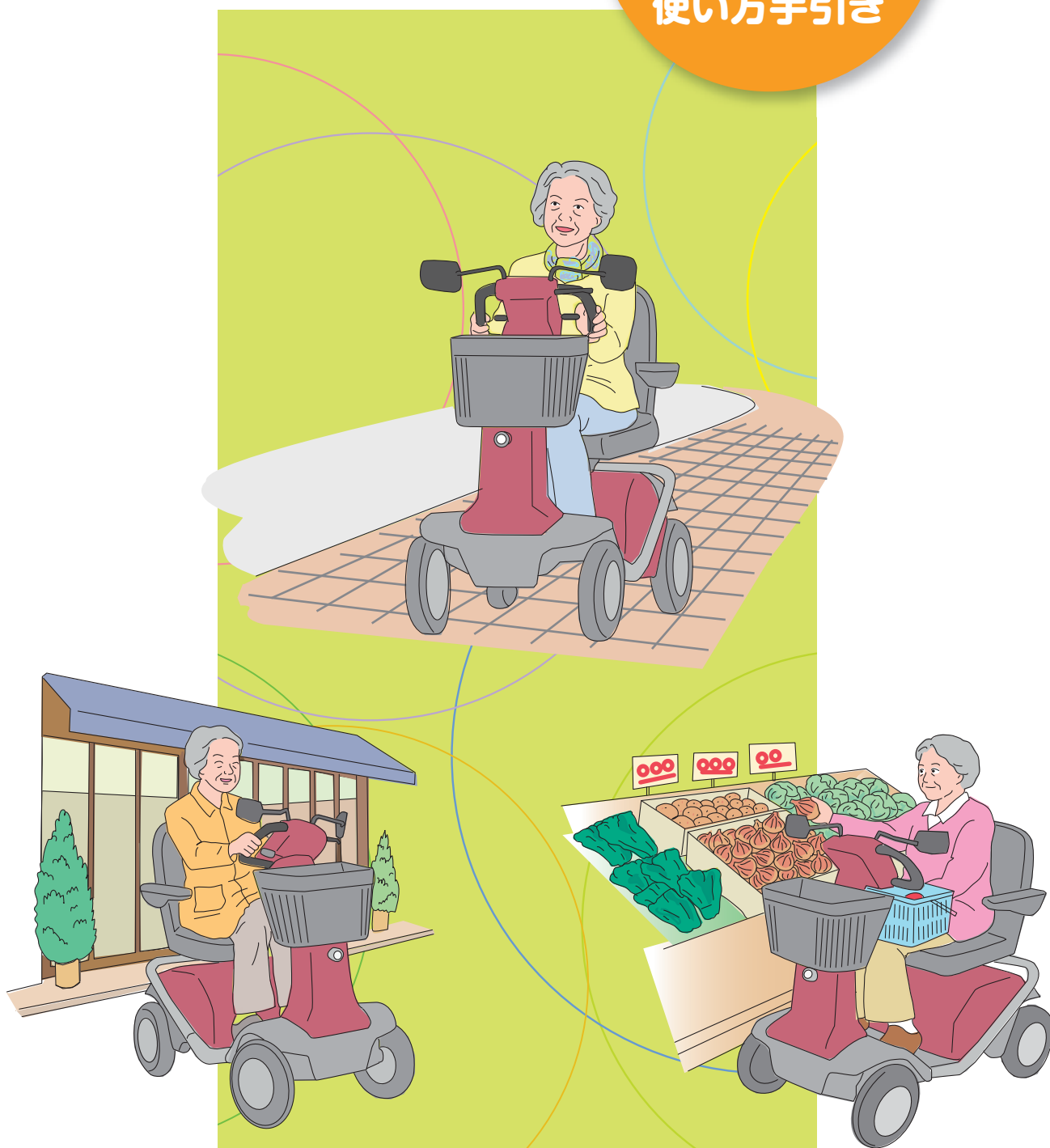


福祉用具シリーズ Vol.13

電動三輪車四輪車

使い方手引き



財団法人テクノエイド協会

CONTENTS 目次

はじめに..... 2

電動三・四輪車は車？ 3

電動車いすの事故件数 3

電動車いすの事故の特徴 4

事故事例 5

事故から見た電動車いすの安全性とは 5

電動車いすの名称 7

電動車いすの機能 8

運転する前に..... 8

さあ運転..... 9

時速の目安..... 9

実施練習をする前に 10

実施練習 15

電動三・四輪車適合チェックリスト

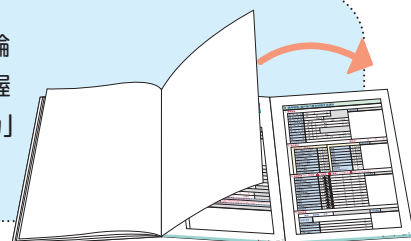
ご使用にあたって..... 20

電動三・四輪車適合チェックリスト 22

Ⅰ 身体状況を把握する項目 22

Ⅱ 使用環境、操作能力等を把握する項目 23

「実施練習をする前に」「実施練習」の項目は最終ページの「電動三・四輪車適合チェックリスト」ページを広げて、「Ⅱ使用環境、操作能力等を把握する項目」の「1.使用環境」「2.使用する電動三・四輪車」「3.操作能力」「4.実地評価」の各内容と対比させながらご覧ください。



はじめに

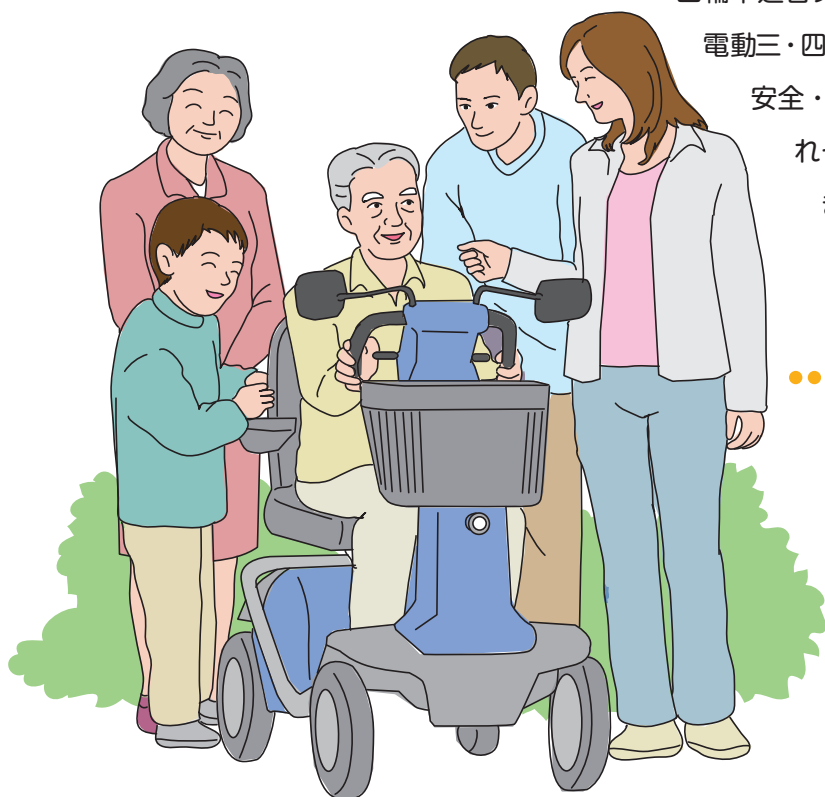
電動三輪車・電動四輪車は、長時間歩行が大変になってきた高齢者の移動を補助する福祉用具として、多くの高齢者に使用されるようになりました。

しかしその一方、利用者の方と機器との不適合により、転倒や転落などの事故を引き起こしたり、生命に関わる重大事故も見られるようになり、社会問題にもなっていました。また、運転している自分が怪我をするだけでなく、誤った操作から人や建物に衝突するなど、加害者になってしまうこともあります。

これから電動三輪車・四輪車を利用する方がこの使い方手引きをご利用いただくことにより、利用者の方の誤操作を防ぐことにつながり、活動性のある生活を送っていただけると幸いです。

また、テクノエイド協会では、利用者をはじめ、ケアマネジャーと福祉用具専門相談員が、利用者の使用環境などをお互いに連携して確認し、実地評価等をする内容で構成されている電動三・四輪車適合チェックリストを作成しました。

電動三・四輪車の運転操作を確実なものとし、安全・快適にご使用いただくためにも、それぞれの項目について確認していただき、使い方手引きと合わせて使用していただきたいと思います。



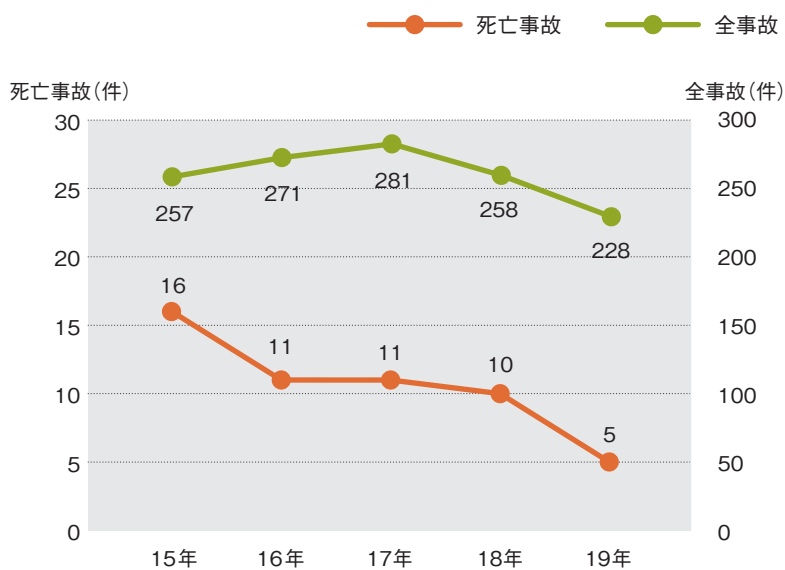
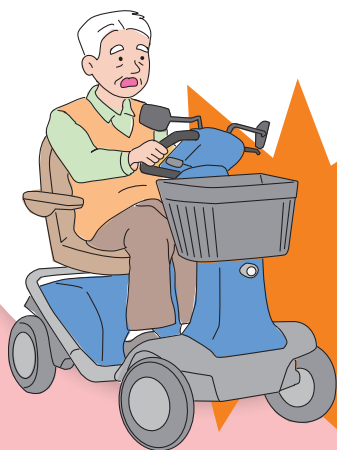
電動三・四輪車は車？

電動三・四輪車は道路交通法上歩行者となっています。ですから歩行者の通行方法としては、歩道と車道の区別のある道路においては、道路工事等のために歩道等を通行することができない場合を除いて歩道等を通行しなければなりません。歩道がないところでは道路の右端によって通行しましょう。

しかし、電動三・四輪車は他の歩行者から見るとバイクがゆっくり走っているのと変わらなく感じることがあるでしょう。他の歩行者のそばを通る時には十分気を付けて、お互いに譲り合って通行するようにしましょう。

電動車いすの事故件数

警察庁資料によりますと、平成15年から平成19年における交通事故件数は毎年200件以上あります。死亡事故は概ね10件前後発生しています。しかしこの統計には、電動車いすの単独事故、電動車いす同士の事故、電動車いすが歩行者とぶつかったけがをさせた事故は交通事故としては扱われないため、交通事故の統計には含まれていません。



出典：警察庁資料

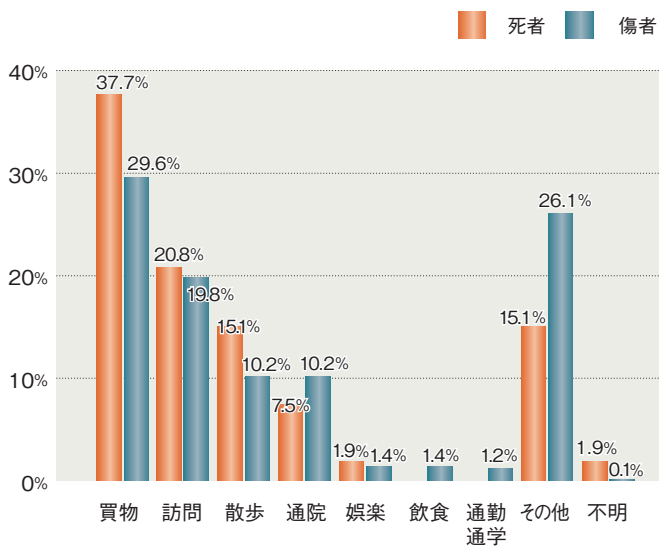
電動車いすの交通事故件数の推移

電動車いすの事故の特徴

電動車いすを運転中の事故の特徴として、道路横断中の事故が多いことが挙げられます。

特に亡くなった方の内7割以上が道路横断中の事故です。

また、目的別死傷者数では、「買い物」「訪問」「散歩」などを目的とした電動車いすの利用中の事故が多くなっています。

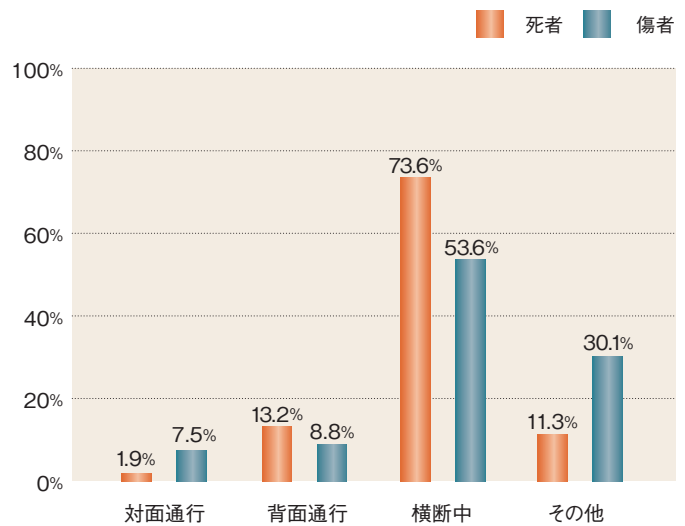


(人)

	買物	訪問	散歩	通院	娯楽	飲食	通勤通学	その他	不明
死者	20	11	8	4	1	0	0	8	1
傷者	361	242	124	125	17	17	15	319	1

出典：警察庁資料

電動車いす通行目的別死傷者数(平成15年～平成19年)



(人)

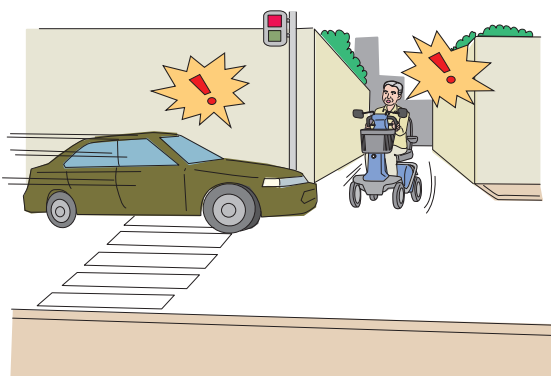
	対面通行	背面通行	横断中	その他
死者	1	7	39	6
傷者	92	107	654	368

出典：警察庁資料

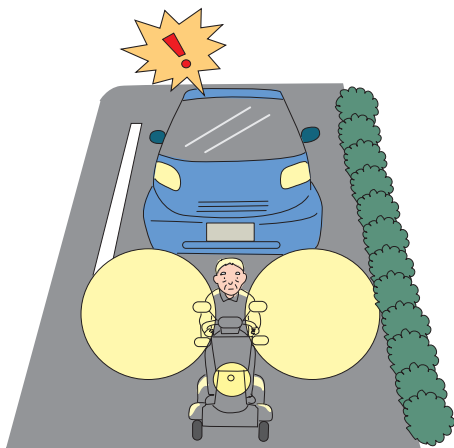
電動車いす類型別死傷者数(平成15年～平成19年)

■ 事事故事例

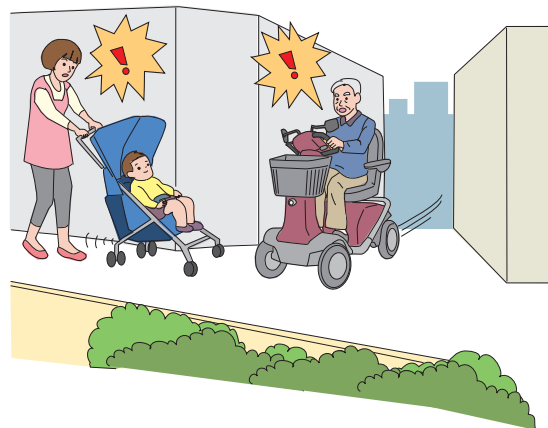
- 01** 80歳の男性は天気の良いお昼頃、横断歩道を渡らないで丁字路を横断しようとして、車との衝突事故を起こして亡くなりました。



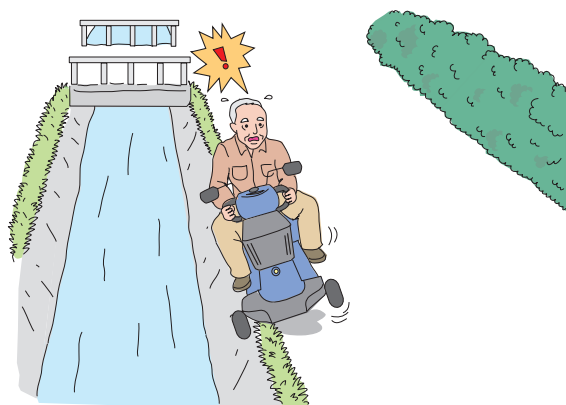
- 02** 70歳の男性は、夜間中央車線寄りの車道を通行していたため、後ろから走行していた車に追突されて亡くなりました。



- 03** 男性は電動車いす運転中交差点を右折した時に、まっすぐ進んできたベビーカーと衝突し、ベビーカーを倒してしまい乗っていた赤ちゃんを負傷させてしまいました。



- 04** 男性は車道の右側を通行していましたが、操作を誤ってガードレールの無い道路下約1.5mの用水路に転落して亡くなりました。



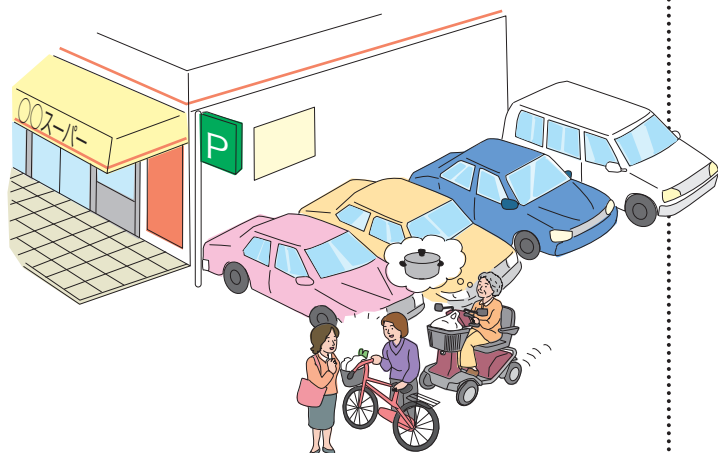
事故から見た電動車いすの安全性とは

電動三・四輪車は足腰が弱った高齢者の方が、日常生活されるうえで足代わりとして生活範囲の拡大に役立つものです。しかしこれらの事故から見て、使用する高齢者の運転経験の有無や運転が熟練しているかどうか、通行する上でのとっさの判断力があるかどうかがとても関係してきます。

電動車いす自体が危険なものではなく、運転するにあたっては慣れを必要とするものであり、とっさの判断ができるかどうか第3者が判断することが、安全に運転できるという特徴があるものといえるでしょう。

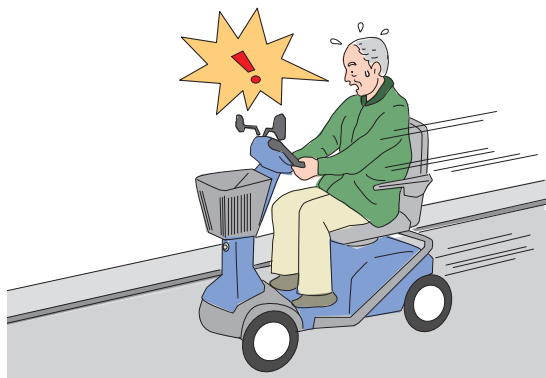
05

女性はスーパーの駐車場を通行していた時にぼんやりとしていたため、停止していた女性の自転車に衝突し、左足を負傷させてしまいました。



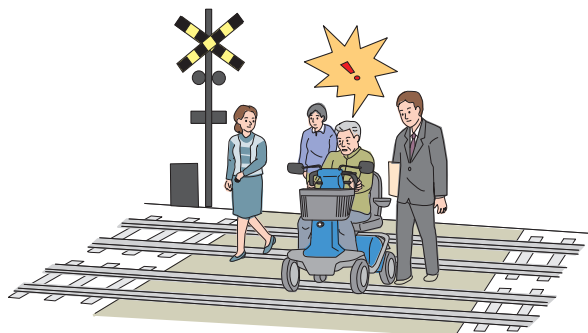
06

電動車いすで坂道を走行中に前輪が側溝に脱輪してしまったため、クラッチを解除してタイヤを溝から上げて、ハンドルを真っ直ぐに直したら車いすが動きだしてしまっただので、止めようと思ってハンドルを持って座席に座りましたが、そのまま加速してしまい転倒して、骨折してしまいました。



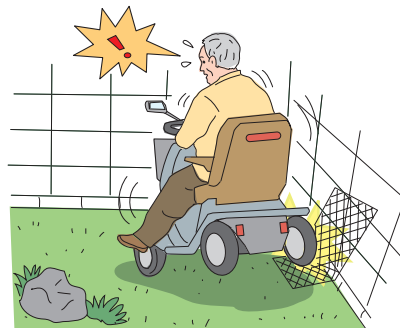
07

踏切を走行中バッテリーが切れて、踏切内で動けなくなってしまったため、現場にいた人が電動車いすに座ったままの男性を連れ出して救助しました。



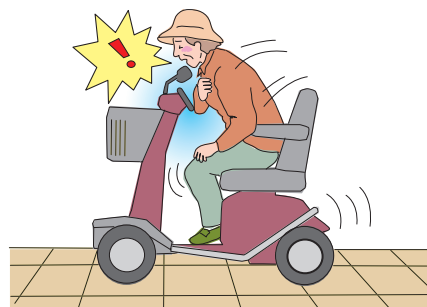
08

自宅の庭先で運転中に車両ごと横転して後頭部を打撲してしまい、内出血から意識不明の重体となり、翌日亡くなってしまいました。切り替えスイッチが「後退」に入った状態で横転していたため、電動車いすで後退中に、ブロック塀に立てかけてあった金網に右の後輪を乗りあげ、バランスを崩して転倒したと考えられます。



09

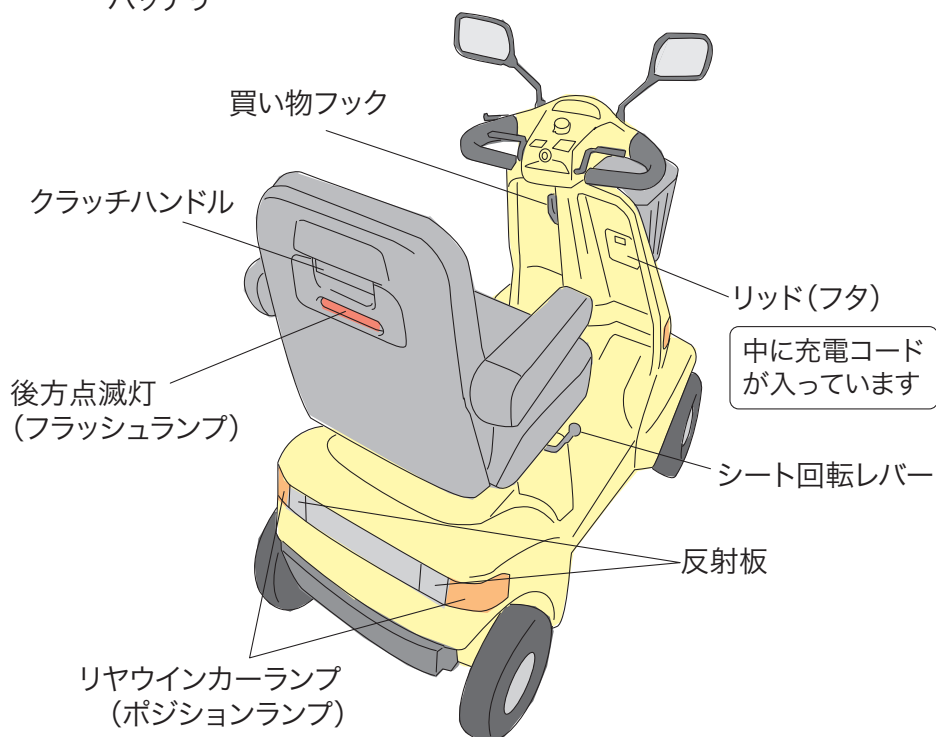
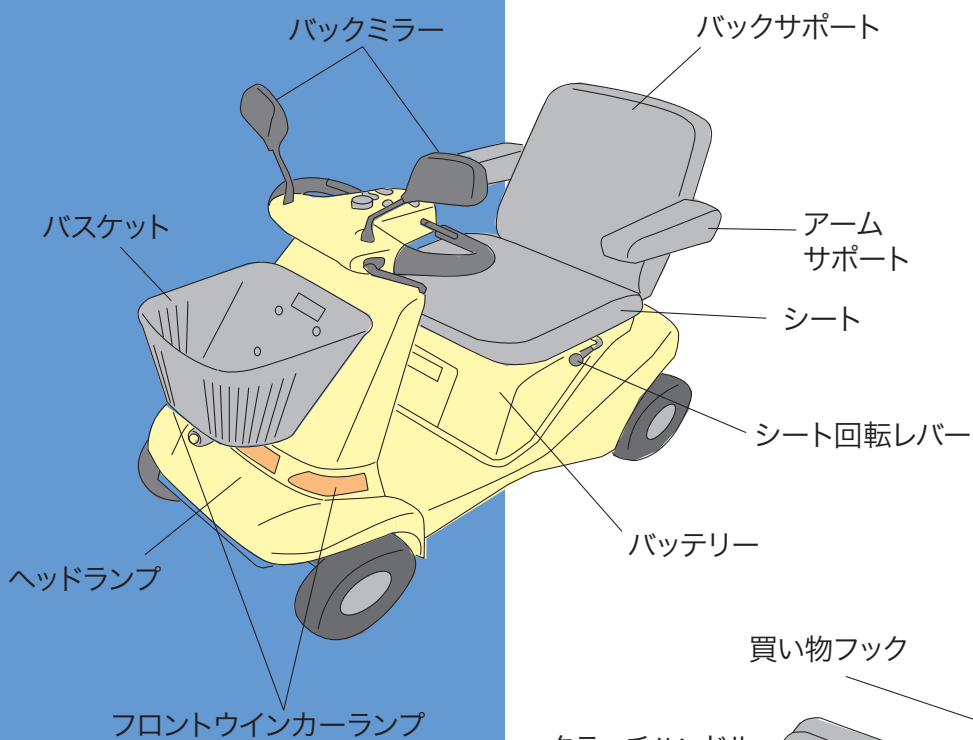
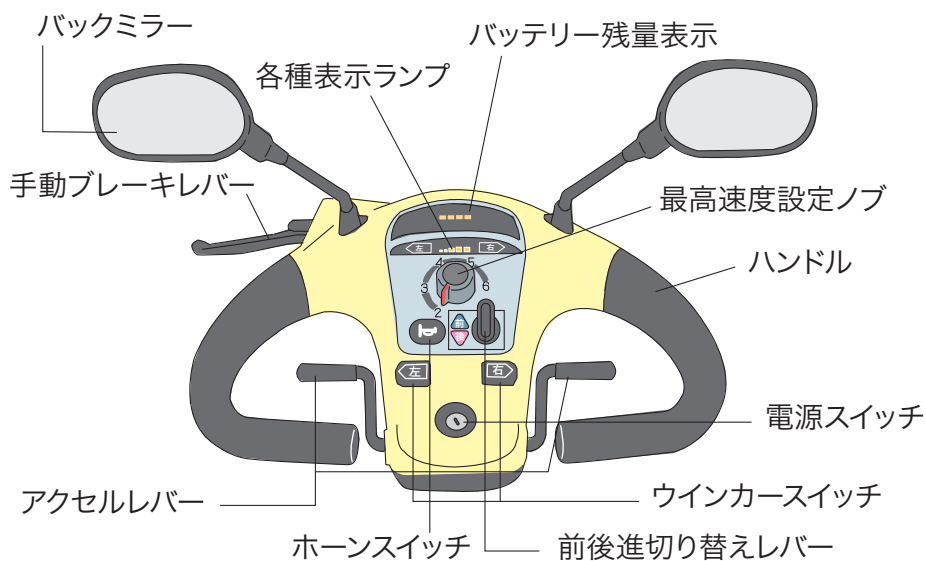
事故の3日前に電動車いすを譲り受け事故に至ったので、操作に不慣れで運転を誤ったのか、運転中に急病になったために操作不能となって転落したと考えられる事故がありました。



資料

- 01 ～ 05 平成15年3月 財団法人 日本交通管理技術協会
- 06 ～ 08 独立行政法人 製品評価技術基盤機構が受けた事故情報
- 09 平成20年度製品安全業務報告会

電動車いすの名称



電動車いすの機能

電動車いすの機能としては、JIS規格(日本工業規格)においては以下のことが規定されています。

- ① 最高速度は低速用で4.5km/h、中速用で6.0km/h
- ② 登坂(とうはん)性能は10°の斜面を直進で登れること
- ③ 降坂性能は最高速度の115% 以内
- ④ 制動性能は平坦路制動性能として1.5m以内で停止できる
- ⑤ 降坂制動性能として3m以内で停止できる
- ⑥ 傾斜停止力は10°の斜面で停止できる
- ⑦ 静的安定性は前方・後方各20°・側方15°の傾斜に対して安定であること
- ⑧ 段差乗越えは前進または後進により助走なしで25mm及び助走ありで40mmの段差乗越えができる
- ⑨ 坂道走行性は6°の傾斜面のS字走路を逸脱及び異常なく登降できる
- ⑩ 斜面直進走行性は3°の傾斜面で幅1.2mの走路を逸脱しない
- ⑪ 回転性能は、自操用標準型は幅0.9m、それ以外は幅1.2mの直角路を曲がれる

運転する前に

運転を始める前に座り方の確認をしましょう。座る時の姿勢ですが、座席に深くまっすぐ座り、前を向くようにしましょう。身体が丸くなっているとあごが上がり、その状態では左右の確認をするときのくびの動きが動かしにくくなってしまいます。

次にスイッチの確認です。電源スイッチ、最高速度設定ノブ、ウインカースイッチ、前後進切り替えレバー、ホーンスイッチ、アクセルレバー、手動ブレーキレバーの確認と各スイッチやレバーを操作できるかどうか確認します。そして、運転をしていると思って前を向き、バックミラーの角度調整をしましょう。実際に電源スイッチを入れて、バッテリー残量、ウインカーが点灯表示されるかどうかの確認も必要です。

次に、座席に座る時と運転中に使用する機能の確認です。座席のアームサポートは跳ね上げられるでしょうか。シートを回転させるレバーは動かすことができるでしょうか。実際に自分でシートを回転させて座り降りをしてみるとよいでしょう。

そして、メンテナンスで必要なことは充電です。リッド(フタ)を開けて充電コードを引き出し、自動巻き取りの確認も行います。手押し操作が必要な時のことも考え、手動切り替えスイッチの操作と手押し操作も平らなところで行ってみましょう。



良い運転姿勢

さあ運転

これから運転の練習です。でもいきなり道に出て練習するのはとても危険です。運転に慣れるまで広いところで練習をしましょう。

最高速度を一番低く設定して、前後進切り替えノブを前進に設定し、ゆっくりとアクセルレバーを作動させて前進します。

停止の仕方はアクセルレバーを離す操作になりますので、アクセルレバーをゆっくりと元に戻して停止しましょう。次に右折・左折・旋回を行い、切り替えノブを後進に設定して後進します。慣れてきたら3cm以下の段差昇降を行ってみます。この場合スピードを出したまま3cmの段差を昇降するのではなく、段差に近づいて止まった状態から昇降を行うようにします。

急に停止する場合にはアクセルレバーを素早く元に戻します。急停止の練習方法としては、指導者が突然前に出る方法や、指導者を追走している時に、急に指導者が止まる方法などがあります。

時速の目安

時速2kmはゆっくりと歩く時のスピードです。混雑しているところでの走行・室内や狭い場所での走行・上り坂、下り坂での走行時に使用します。

時速4kmは普通に歩く程度のスピードです。屋外の平らな所での走行時に使用します。

時速6kmは早足で歩く程度のスピードです。慣れてくると時速4kmでは物足りなくなり、時速6kmで走行したくなりますが、広い場所での走行時に使用します。

電動車いすは運転をしている人が感じるよりも、歩行者や車の運転者からは見えにくくなっています。歩行者・運転者が電動車いすに気が付いているかどうか確認しながら電動車いすを操作するようにしましょう。

実施練習をする前に

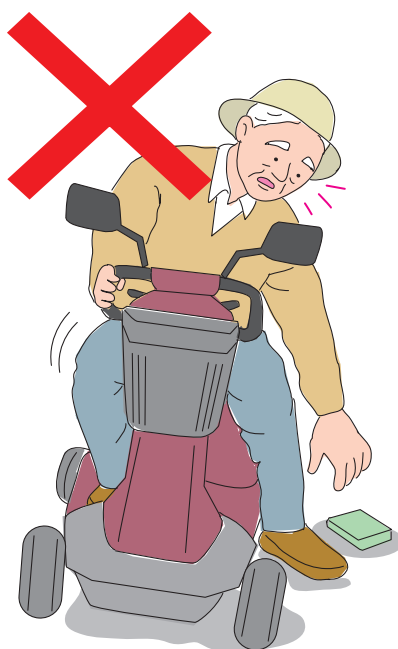
1

電動三・四輪車は一人用です。二人乗りはしないようにしましょう。



2

電動車いすから身体をはみ出してしまうと転倒や転落の危険があります。身体をはみ出さないようにしましょう。



3

人がいるところや交差点ではゆっくりと走り、直接目で確かめることにしましょう。



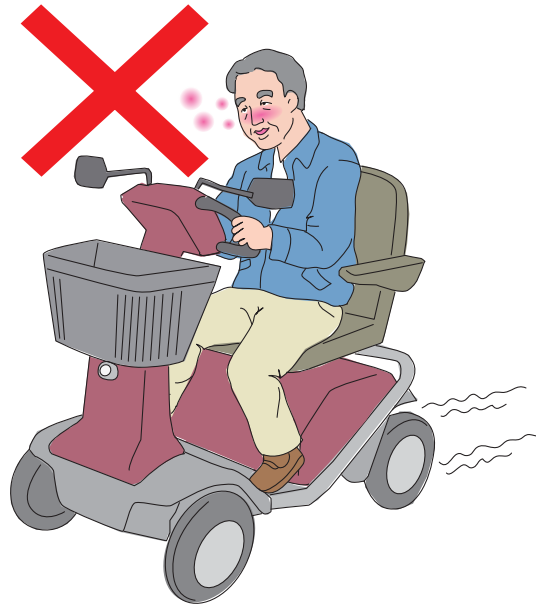
4

運転中携帯電話の使用は危険です。電話をする場合には、安全な場所に移動し、停止して電源を切った状態で使用するようにしましょう。



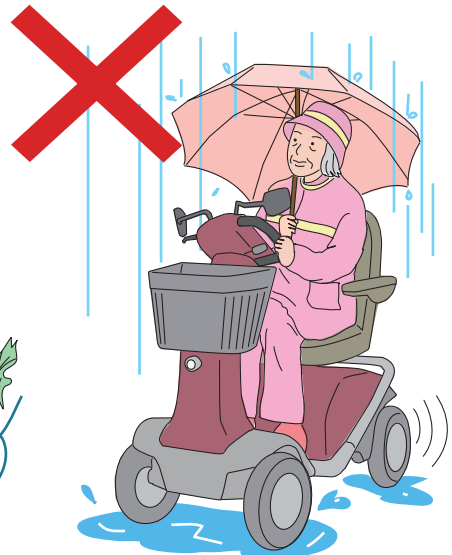
5

飲酒運転は危険です。飲酒及び眠気を催す薬を飲んだ後は運転を控えるようにしましょう。



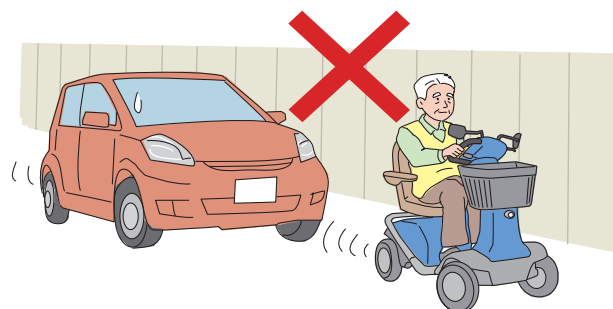
6

身体の具合が悪い時や雨・風が強いときなど、無理をしないで運転を控えるようにしましょう。



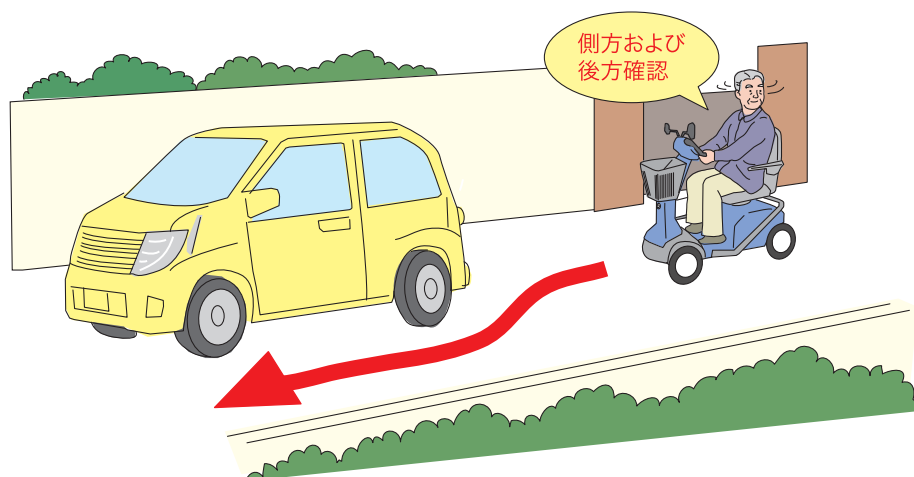
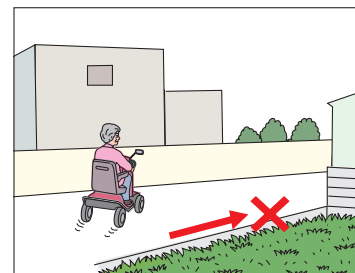
7

歩道のある道路では、かならず歩道を通行しましょう。歩道のない道路では、歩行者と同じように道路の右端を通行しましょう。そして、端に寄り過ぎないように少し間隔をあけて通行するようにしましょう。



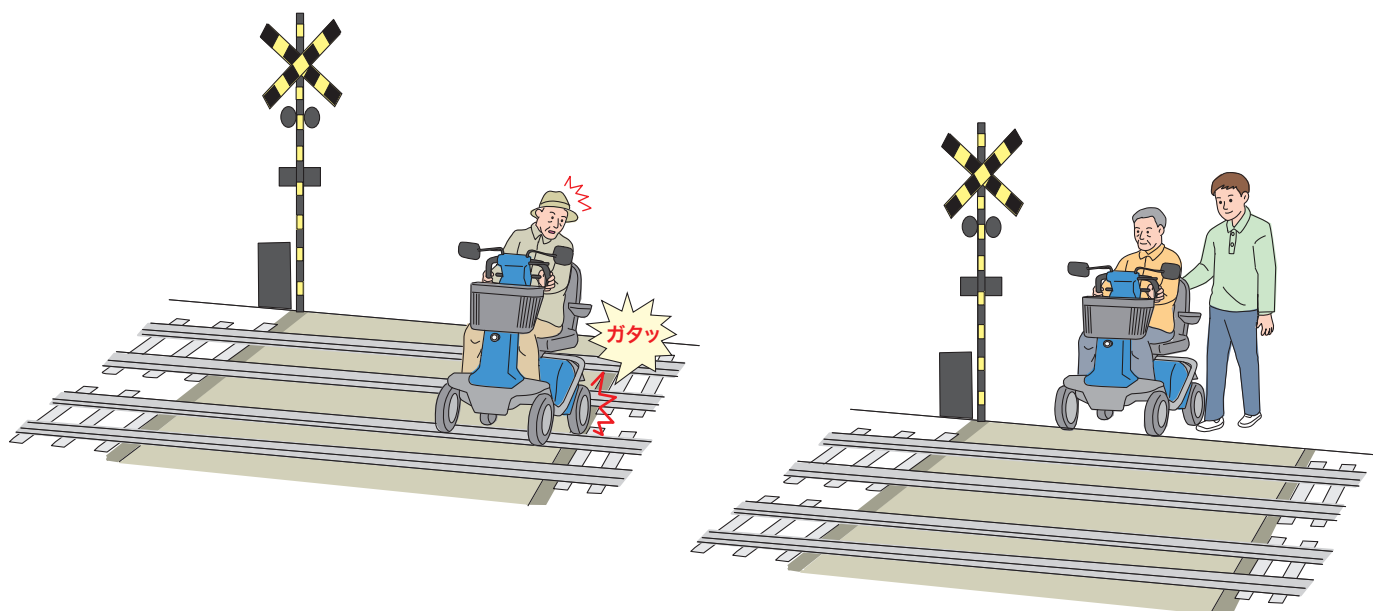
8

右側を通行することが危険な場合には、左側を通行することもやむをえませんが、この場合には後方からの自動車や自転車に気をつけるようにしましょう。車等が駐車していて道路の中央側に出なければならぬ時は、必ず直接自分の目で側方および後方確認をするようにしましょう。



9

踏切でのトラブルは重大事故に直結してしまいます。電動車いすが時速6kmで走行する能力があっても、歩行者や自転車と一緒に通行するとそのスピードで走行することができません。ましてや警報機が鳴ってしまうとパニックに陥り、正常な判断をすることができなくなってしまいます。また、踏切内で脱輪してしまうなど動けなくなった場合一人で脱出することはできませんので、踏切を渡らないで済むように安全な道を通るようにしましょう。状況によりどうしても踏切を渡らなければならない場合には、必ず介助者の方と一緒についてもらうようにしましょう。



10

電動車いすは自分が事故に遭うばかりか、加害者になる可能性のあるものです。注意をするだけでなく、保険に入ることも考えて利用したいものです。





実施練習

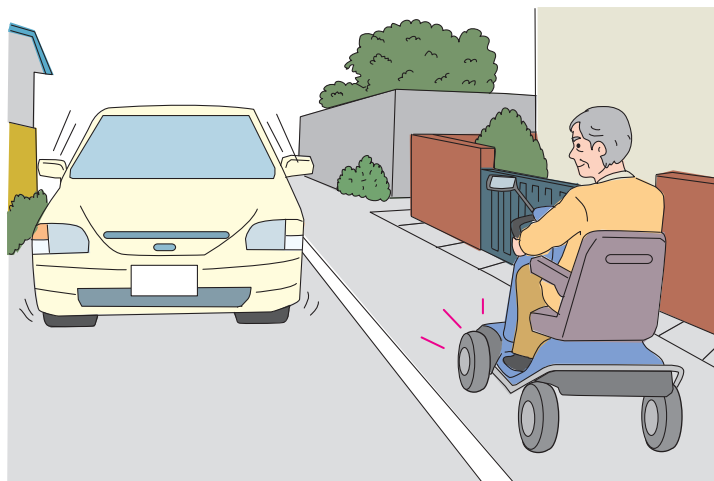
実施練習をするにあたっては、自転車や歩行者の少ない時間帯に十分に練習をして慣れる必要があります。そして行きたい所へは交通量が少ない道を選ぶようにしましょう。ガードレールの中に自転車がたくさん止められているようなところでは車道を走らざるを得なくなってしまう危険です。

介助者の方に同行してもらい歩道や一般道路を通行し、車幅感覚などに慣れましょう。



1 道路通行上の注意

対向する車や自転車が近づいてきたら出来るだけ止まって、車が通り過ぎるまで待つようにしましょう。



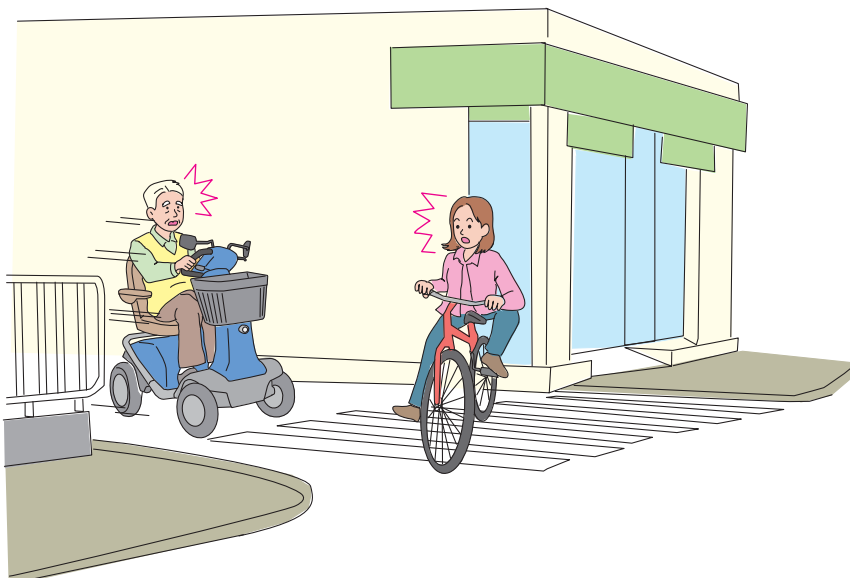
2 歩行者がいるところでの注意

人がいるところでは、電動車いすの車幅を十分に踏まえ、人にぶつからないように十分に間隔を取り、危険な時にはすぐに止まれるように、スピードを2km程度に落として通行するようにしましょう。



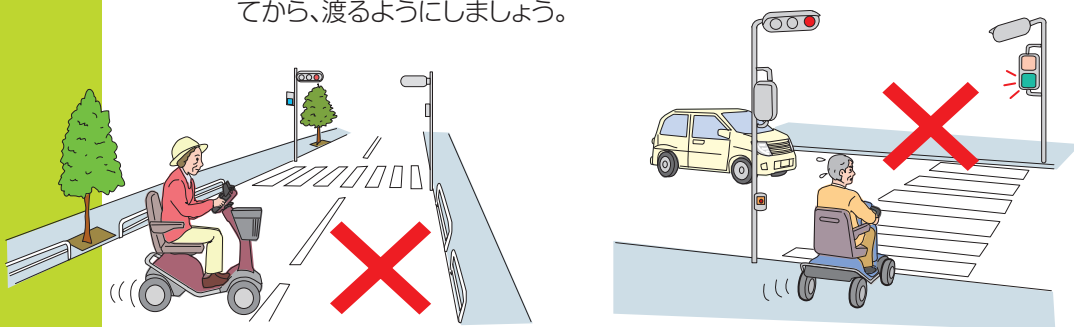
3 交差点や丁字路での注意事項

交差点や丁字路では必ず一時停止をするようにしましょう。電動車いすは車ばかりでなく歩行者や自転車からはよく見えません。見えていると思って停止をしないで進んでしまうと事故になりかねません。見えないと思って一時停止をし、譲り合う運転を心がけましょう。



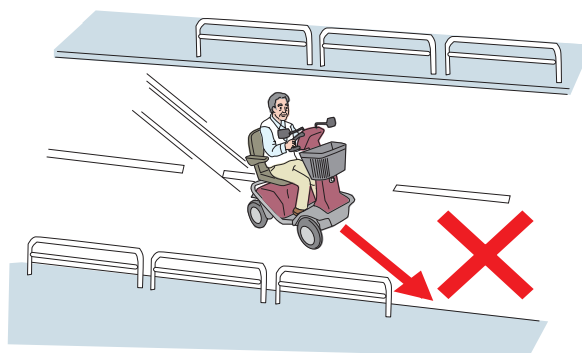
4 横断歩道通過

道路を横断するときは、横断歩道を利用しましょう。横断歩道でも信号がすでに青の場合は、道路の幅によっては横断しきれない場合があります。十分余裕を持つために、次の青まで待つことをお勧めします。信号機のない横断歩道の場合には、左右良く見て車がないことを確認してから、渡るようにしましょう。



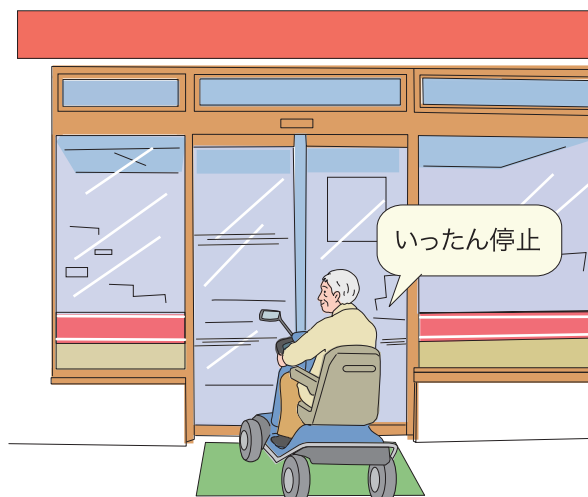
横断歩道のない道路を横断する場合でも、道路を直角に渡るようにしましょう。

「斜め横断」は最も事故を起こしやすい危険な走行です。



5 自動ドアの通過

自動ドアを通過するとき、赤外線が感知しにくい場合があります。ドアの前でいったん停止をして、ドアが開くのを確認してから通るようにしましょう。



6 エレベーター

エレベーターを使用するような場合には、前進・後進の練習を十分に行い、人のいない時に乗り降りの練習をしましょう。エレベーターは狭いのでエレベーター内で旋回することはできません。入る時には前進で、出る時には後進で出るようにします。



7 坂道走行

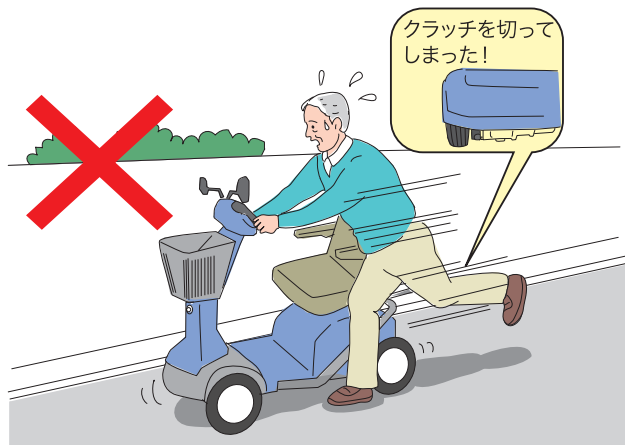
急な坂道走行は転倒などの事故の原因となるので危険です。坂道走行の目安は上り下りともに10°を目安にしましょう。

坂道走行の時は、上り下りともに必ずまっすぐ前進しましょう。坂道を後ろ向きで降りると転倒する場合があります。

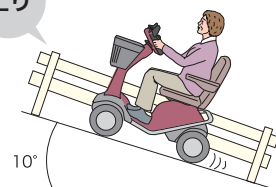
坂道を通る時のスピードは2km程度の低速にしましょう。

坂道を横断すると横転の危険があります。走行できる目安は約5°です。5°以下の坂道を通る時および傾斜のある道を通る時は、身体を斜面の高い方に傾けて、横転しないようにバランスをとるようにしましょう。角度計は、ホームセンター等で購入できます。

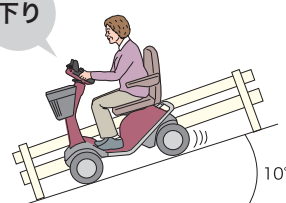
また、下り坂でクラッチを切ると、電動車いすが勝手に坂道を下ってしまい、止めることができなくなってしまうので、クラッチは切らないようにしましょう。



上り



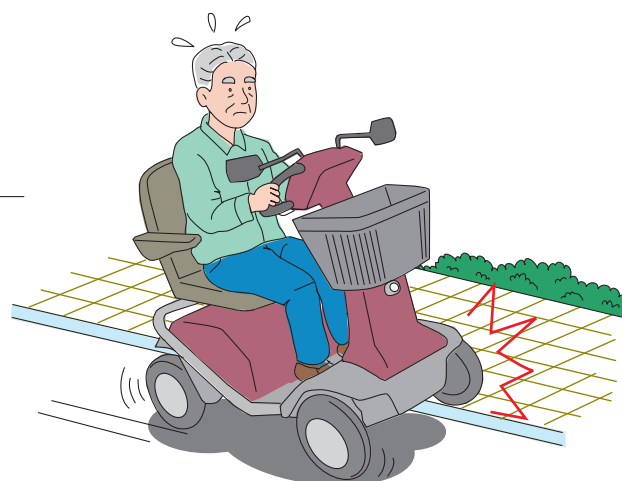
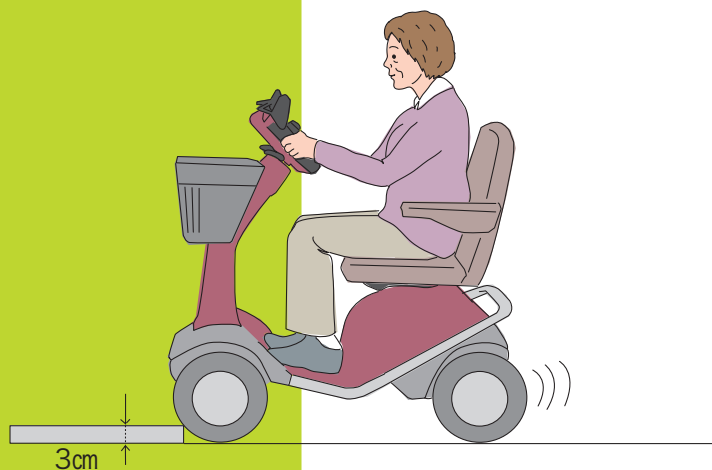
下り



角度計

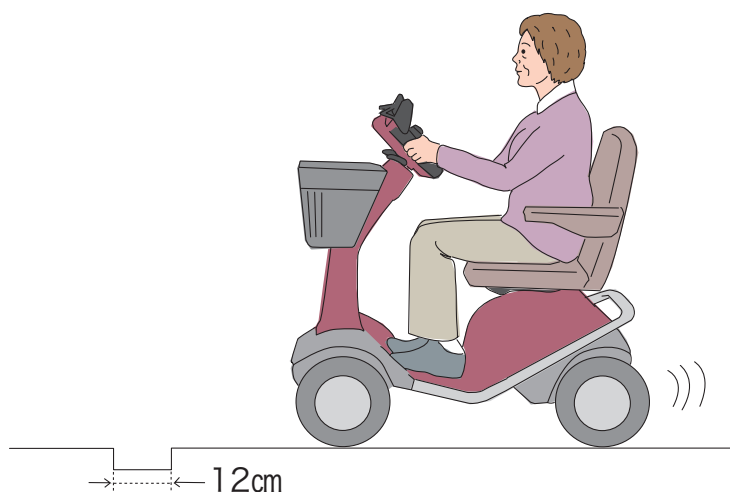
8 段差の通行

通過できる段差は3cmが目安です。通りたい道の段差を確認し、昇る時も降りる時も段の前でいったん停止してから、必ず直角に進んでください。斜めに進入すると転倒する危険があります。



9 溝の通行

通過できる溝の目安は約12cmです。通りたい道の溝を確認し、溝に対して必ず直角に進んでください。斜めに進入すると転倒する危険があります。





電動三・四輪車適合チェックリストご使用にあたって

この「**電動三・四輪車適合チェックリスト**（以下「本チェックリスト」）」は、介護保険などで使用されることが多い、自操用ハンドル型電動車いす（いわゆる「電動三・四輪車」）を使用するにあたって、**利用者と電動三・四輪車の適合状況の確認と、適合状況に関する情報を共有化するためのツール**として、作成したものです。

近年、電動三・四輪車は、長時間の歩行が困難になった高齢者の移動手段を確保する機器として、多くの高齢者に使用されるようになりました。

しかし、その一方で、利用者と機器のミスマッチから、転倒や転落などの事故を引き起こし、生命に関わる重大事故も散見されるようになりました。また、誤った操作から、人や建物に衝突し、一歩間違えば、加害者になってしまうこともあります。

本チェックリストは、利用者をはじめ、ケアマネジャーと福祉用具専門相談員が、利用者の使用環境などをお互いに連携して確認し、実地評価等をする内容で構成されています。

電動三・四輪車の運転操作を確実なものとし、安全・快適にご使用いただくためにも、それぞれの項目について確認するよう心がけてください。

また、介護保険で使用されている場合は、サービス担当者会議等の場で本チェックリストを活用し、情報を共有化するよう心がけてください。

財団法人テクノエイド協会

1

医療機関（主治医）への確認

以下に該当する人は、電動三・四輪車の使用が妥当か否か、必ず医療機関（主治医）に意見書を求めるなどして、確認するようにしてください。

- 脳卒中や交通事故で脳の機能に障害をおもちの方
- 小脳梗塞、脊髄小脳変性症などの診断を受けた方
- パーキンソン病、パーキンソン症候群などの診断を受けた方
- 日常生活上で物事の遂行や記憶に支障がある方

2 利用にあたっての留意事項

- ① 本チェックリストの評価結果は、利用者の介護保険サービスの利用を制限するものではありません。また、本チェックリストの利用が、安全な利用を保証するものでもありません。
- ② 本チェックリストは、「Ⅰ. 身体状況を把握する項目」と「Ⅱ. 使用環境、操作能力等を把握する項目」で構成されています。
評価結果の有効期間は、概ね 6 ヶ月間としていますが、身体機能に著しい変化が生じた場合や、操作方法が異なる機器に変更した場合には、再度、確認作業を行ってください。
6ヶ月を経過した時点においても、身体状況に変化が見られない場合には、「Ⅰ. 身体状況を把握する項目」を省略できることとします。
- ③ 各チェック項目の中で、確認や判断が難しい場合には、医療機関や他の専門職等へ相談するようにしてください。
- ④ 身体状況の「注意力・判断力」の項目で「無」となった場合には、介護保険における認定調査結果を参考にしたり、インターネットなどで一般に公開されている「認知症チェックリスト」を活用したりして、確認するようにしてください。
- ⑤ 実地評価では、利用者の注意力や判断力に低下が見られないか、また運転操作に特別な支障がないかなどの視点をもって、利用者や家族に合意を得ながら、安全・確実に行ってください。また、各チェック項目にある日付は、確認できた日をそれぞれ記入するようにしてください。
- ⑥ 本チェックリスト以外にも、既に電動三・四輪車を利用している人を対象に、交通安全上の要点がまとめられた「電動車いすの安全利用の手引き（作成：財団法人日本交通管理技術協会）」等があります。インターネットから入手することができますので、これらも活用するようにしてください。

電動三・四輪車適合チェックリスト

本チェックリストは、介護保険を通じて使用されることの多い「電動三・四輪車」の安全な利用を図ることを目的として、財団法人テクノエイド協会において、作成したものです。ご使用に際しましては、別添「電動三・四輪車適合チェックリストご使用にあたって」を必ずお読み下さい。

実施日	年	月	日
記入者	所 属		
	氏 名		

I. 身体状況を把握する項目

1. 基本情報

氏 名				特記事項	
性 別	男	女			
生年月日	M	T	S	年	月 日
要介護度					
住 所					
電 話					
介 護 者				続柄	
疾 患 名					

2. 身体状況

体 重	() kg		
利 き 手	右	左	
屋 外 移 動 能 力	杖なし歩行 ・ 杖歩行 ・ 歩行器(車) ・ 介助歩行 ・ 車いす		
麻 痺	無	有 (左 ・ 右 ・ 上肢 ・ 下肢)	
可 動 域 制 限	無	有 ()	
見 え に く さ	無	有 (眼鏡使用 : 無 ・ 有)	
視 野 狭 窄	無	有	
聞 こ え に く さ	無	有 (補聴器使用 : 無 ・ 有)	
高 次 脳 機 能 障 害	無	有 ※1 (半側空間失認 ・ 注意障害)	

※1「有」の場合、利用者等から医療機関に対して意見書を求めるなどして、利用が可能か否か確認してください。

注意力・判断力 ※2 有 無 この欄は、「認定調査結果」を参考にしたり、インターネットなどで一般に公開されている「認知症チェックリスト」を活用したりして、確認してください。

※2「注意力・判断力」欄は、実地評価のところでも十分確認するようにしてください。

特記事項

II. 使用環境、操作能力等を把握する項目

1. 使用環境

使用頻度	毎日・週（ ）回		特記事項
使用時間帯	朝・昼・夜		
使用時間	() 時間/回		
主な使用目的	買い物・散歩・通院・その他		
横断歩道	無 有 (最長 m)		
踏切	無 有 (最長 m)		
自動ドア	無 有		
エレベーター	無 有		
段差	無 有 (最大 cm)		
坂道	無 有 (10° 以下 ・ 10° 以上)		
人や車両の多さ			

2. 使用する電動三・四輪車

メーカー名		製品名		型番	
-------	--	-----	--	----	--

3. 操作能力

確認日: (年 月 日)

※静止状態で、確認すること			※実際に走行しながら、確認すること			特記事項
キー・電源スイッチ操作	可	不可	前進	可	不可	
アクセル操作 (電磁ブレーキ)	可	不可	後進	可	不可	
速度設定スイッチ操作	可	不可	右折	可	不可	
ウインカー操作	可	不可	左折	可	不可	
ライトスイッチ操作	可	不可	旋回	可	不可	
手動ブレーキ操作	可	不可	停止	可	不可	
クラッチ操作	可	不可	緊急停止	可	不可	
ハンドル操作	可	不可	段差昇降 (静止状態で3cm)	可	不可	
ミラーの調整及び確認	可	不可				

4. 実地評価「×: 不可能 △: 不確実 ○: 確実」※日付欄には、「○: 確実」になった日付を記入

車幅感覚	×	△	○	(年 月 日)	特記事項
歩行者の回避	×	△	○	(年 月 日)	
交差点での一時停止	×	△	○	(年 月 日)	
交差点での左右確認	×	△	○	(年 月 日)	
右側通行	×	△	○	(年 月 日)	
横断歩道通過	×	△	○	(年 月 日)	
自動ドアの通過	×	△	○	(年 月 日)	
エレベーター	×	△	○	(年 月 日)	
坂道	×	△	○	(年 月 日)	
踏切	×	△	○	(年 月 日)	
保管場所からの出し入れ	×	△	○	(年 月 日)	
充電管理	×	△	○	(年 月 日)	

5. 総合評価

良好・再評価・不可		特記事項
使用の条件		
福祉用具専門相談員	印	
ケアマネジャー	印	
本人	印	
家族 (続柄)	印	

<参考資料>

電動三・四輪車適合チェックリスト

参考・引用文献

1. 電動車いすの安全利用の手引き（利用者用）平成 15 年 3 月 財団法人 日本交通管理技術協会
2. 電動車いすの安全利用の手引き（指導者用）平成 15 年 3 月 財団法人 日本交通管理技術協会
3. 福祉機器選び方・使い方 2008 基本動作編はじめてのベッド、リフト等移乗用品、杖・歩行器、車いす
財団法人 保健福祉広報協会



電動三輪車四輪車 使い方手引き



発行者
財団法人テクノエイド協会

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ4階

Tel. 03-3266-6880 Fax. 03-3266-6885

www.techno-aids.or.jp

編集・執筆／高齢者生活福祉研究所 所長 理学療法士 加島 守

この情報誌は、大阪府民共済生活協同組合から社会福祉法人中央共同募金会を通じて寄付を受けて作成しました。

無断転載を禁ず